

高松市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項および第4項の規定により実施した監査の結果を同条第9項の規定により、また、改善を要する事項について措置を講じた旨の通知があったものを同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成13年3月30日

高松市監査委員 花崎 政美
同 吉田 正己
同 三笠 輝彦
同 桧山 浩治

平成12年度定期監査および行政監査結果の報告ならびに定期監査等の結果に係る改善措置について

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成12年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
健康福祉部 健康福祉総務課 介護保険課 障害福祉課 長寿社会対策課 保護課 母子児童課 保健予防課 生活衛生課 保健予防課 保健センター	平成12年4月1日から平成12年11月30日までに執行した事務および財務に関する事務の執行	平成12年12月1日から平成13年2月13日まで

(2) 監査の方法

平成12年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が見受けられたので、その事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

(4) 改善を要する事項

ア 管理運営委託先の備品購入について、受託者が購入する明確な基準を作成すべきもの

高松市総合福祉会館管理委託料に備品購入費相当額を委託料の積算に含めた場合、備品の購入について、高松市で購入するのか、高松市福祉事業団で購入するのかを示す明確な基準を作成されたい。

(健康福祉部健康福祉総務課)

イ 補助事業等実績報告書に事業成果を記載すべきもの

社会福祉法人高松市社会福祉協議会が実施している「ふれあいのまちづくり事業」のうち、ふれあい相談センター事業について、実績報告書を提出させているが、その報告書に事業成果(相談件数、専門機関等の紹介件数および在宅福祉等の件数)を記載させ、事業効果を把握できるようにされたい。

(健康福祉部健康福祉総務課)

ウ 出納補助員を任命すべきもの

手数料等の収納取扱者は全て出納補助員に任命されたい。

(保健所保健総務課、生活衛生課)

2 前回までの監査で指摘した事項に対する改善内容等

(1) 高松市高齢者障害者住宅改造助成事業の補助基準を整備すべきもの

(健康福祉部障害福祉課, 長寿社会対策課)

ア 改善を要する事項(要旨)

高松市高齢者障害者住宅改造助成事業の助成事務をより適切に行うため, 補助対象および補助対象外の基準を整備されたい。

イ 改善された内容(措置通知日, 平成13年3月8日)

助成対象となる改造工事について補助対象および補助対象外の基準を明確にするため「住宅改造箇所・内容別対象工事一覧表」を作成し, 平成12年4月からこの基準に基づいて補助対象および補助対象外工事の判定をしている。

(2) 会議室の使用許可を適正に行うべきもの

(文化部美術館美術課)

ア 改善を要する事項(要旨)

展示室, 講堂, 講座室等の使用許可は, 高松市美術館条例第9条の規定により, 使用料納付後に行うべきであるが, 使用許可書を納付書と合せて申請者に送付しているため, 適正な事務処理をされたい。

イ 改善された内容(措置通知日, 平成12年2月22日)

平成11年10月14日以降は, 使用料を納付後に使用許可書を送付することとした。

(3) 会議室の使用許可取消に伴う事務を改善すべきもの

(文化部市民文化センター)

ア 改善を要する事項(要旨)

会議室の使用許可取消により, 使用料を返還する事務手続について, 当該取消申請の日から返還する日までに35日以上の日数を要している事例が見受けられたため, 速やかに返還できるよう事務改善されたい。

イ 改善された内容(措置通知日, 平成12年2月29日)

出納室との協議により, 速やかに返納できるようにした。

(4) 普通財産貸付台帳を適正に調整すべきもの

(産業部競輪局事業課)

ア 改善を要する事項(要旨)

競輪場施設内売店等に普通財産の貸付けをする場合, 高松市公有財産事務取扱規則の規程により, 普通財産貸付台帳を調整しなければならないが, 調整されていないので, 適正な事務処理をされたい。

イ 改善された内容(措置通知日, 平成13年3月15日)

建物貸付台帳(様式第14号の2)等で調整した。

(5) 工事請負契約に伴う監督日誌, 工事日報等を適正に作成すべきもの

(教育部総務課, 土木部住宅課)

ア 改善を要する事項(要旨)

公共(補助)事業にあつては金額に制限なく, 単独事業にあつては契約金額100万円を超える建築主体工事について, 監督員は監督日誌を作成するとともに, 契約者に工事日報, 現場写真等を作成させ, 工事の施工状況を明らかにするものとされているが, 作成されていないものが見受けられたため, 適正な事務処理をされたい。

イ 改善された内容

(ア) 教育部総務課(措置通知日, 平成13年3月1日)

平成12年度以降は, 契約金額100万円を超える工事および補助事業について, 監督日誌, 工事日報, 工事写真等を作成し適正な事務処理を行なっている。

(イ) 土木部住宅課(措置通知日, 平成13年3月6日)

平成12年2月22日に工事担当監督職員に監督日誌、工事日報および現場写真の作成について指導、徹底の周知を行なった結果、平成13年2月23日現在まで適正に事務処理されており、指摘事項は改善されている。

(6) 都市公園(街区公園)の維持管理を適切に行うべきもの
(都市開発部公園緑地課)

ア 改善を要する事項(要旨)

高松市都市公園条例で規定する指定場所以外で火気の使用や広告等の表示が見受けられるので実態を把握し適切に処理されたい

イ 改善された内容(措置通知日、平成13年3月9日)

指定場所以外での火気の使用については、厳しく注意してきたところである。実態調査した結果、赤牛公園でたき火をした跡が見受けられたので看板を立てて禁止事項である旨周知し、その後たき火はされていない。広告等の表示については、公園巡回時に発見次第直ちに撤去した。なお、公園愛護会にも依頼し不当な行為のないよう努めている。

ア 改善を要する事項(要旨)

公園内の遊具、水飲み、ベンチ、排水溝のふた等が破損したりさびついたりするものが見受けられるので、修繕の必要なものは早急に措置し、塗装については全体計画を立てて順次施行されたい。

イ 改善された内容(措置通知日、平成13年3月9日)

公園の遊具については、定期的な点検を行ない巡回時に破損箇所などを発見次第適切な処置をしており、平成11年度に遊具に関する修繕を54件、その他公園施設の修繕を220件行なった。公園施設の修繕は、危険と判断されるもの、機能を損なっているものについて実施し、塗装は、腐食箇所の補強等にあわせて順次計画的に行うこととした。

ア 改善を要する事項(要旨)

公園内の樹木の枝葉が伸びて通行の妨げになっているものや電線等に触れるおそれがあるものが見受けられるので必要な措置をとられたい。

イ 改善された内容(措置通知日、平成13年3月9日)

公園内の樹木については、基本的には自然の樹形を尊重しつつ樹勢の維持回復や明るさ、見通しなど防犯上の対策および交通の支障となるものを剪定の対象としている。巡回、通報などにより実態を調査し、樹種による剪定の適期等を考慮して平成11年度において63公園の樹木を剪定した。電線等に触れるおそれのあるものについては、電力会社の点検や電気保安協会からの指摘等によっても随時対処している。